

みずほ

2008

7

平成20年

発行／瑞穂町 編集／秘書広報課 毎月1回1日発行
 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
 電 042 (557) 0501 (代表)
 ホームページ <http://www.town.mizaho.tokyo.jp/>

人口と世帯

人口 33,879人 (12人増)
 男 17,336人 (6人増)
 女 16,543人 (6人増)
 6月1日現在
 ()は前月比
 世帯 13,446 (20世帯増)
 外国人登録数 635人

No.558



二小運動会

6月1日、順延となっていた二小の運動会が盛大に行われました。

5・6年生の騎馬戦では、チーム一丸となって、楽しそうに、相手の帽子を取ると頑張っていました。校庭には、一日中歓声が響き渡っていました。

おもな内容

『町長への手紙』 内容等を紹介します

2

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

3

みずほ伝言板 国民健康保険税が変わります
タイへ行って異文化に触れてみませんか ほか

4~8

インフォメーション 町税滞納の差押動産公売
IHクッキングヒーター体験料理教室 ほか

9~10

福祉 介護保険料納入通知書を発送します、社会を明るくする運動
ファミリー・サポート・センター会員随時募集中 ほか

11・14~15

教育委員会からのお知らせ 町営プール始まります、夏休み機織体験
総合体育大会水泳競技 ほか

16~19

町長への手紙

内容等を紹介します

町では、「町長への手紙」を利用して、町民の皆様から、日々お気付きのことや、ご意見・ご提案を頂き、できる限り町政に反映させていくように努めています。
平成19年度は92通96件の「町長への手紙」が届きました。主な内容等を紹介します。

問合せ
秘書広報課
TEL 557-7497

平成19年度

平成19年度

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

問合せ 総務課 TEL 557-7495

情報公開制度

■情報公開制度とは

町等（町長、教育委員会、選挙管理委員会、議会など）が保有している情報を、町民の皆様からの請求により公開する制度です。この制度を実施することで、町政がより一層開かれたものとなり、町民の皆様と町との信頼関係が強化され、公正な町政の運営が図られることを目指しています。

ただし、法令で公開することができないと規定されている情報や、個人のプライバシーに関する情報など、公開できないものもあります。

平成19年度情報公開制度の運用状況

実施機関	請求件数	決定内容			取り下げ	不服申立て	不服申立て取り下げ	不服申立て却下	件数	主な内容
		全部公開	一部公開	非公開 (該文書不存在)						
町長	13	9	4	0	1	1	1	0	14	公園(5)、図書館(2)、中央体育館(2)、テニスコート(2)など
教育委員会	2	1	1	0	0	1	1	0	7	道路(3)、公園(2)、グランド(1)、河川(1)
選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	9	防災行政無線(2)、消防団(2)、防犯メール(1)、防犯灯(1)など
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	8	福祉関係(5)、納税(3)
農業委員会	2	1	1	0	0	0	0	0	8	通学路の安全確保(3)、交通マナー(2)、信号機の設置(1)など
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	7	職員の対応(5)、職員採用(1)、給料(1)
議会	1	1	0	0	0	0	0	0	7	町ホームページ
計	19	13	6	0	1	2	2	0	5	学校教育
									96	生活環境
										町長への手紙
										危機管理
										その他
										合計

個人情報保護制度

■個人情報保護制度とは

町では、日常の業務でたくさんの個人に関する情報を扱い、住民サービスの向上に寄与しています。しかし、その取り扱いに適正を欠いた場合は、皆様のプライバシーが侵害されることになるため、個人情報の取扱方法を定めたものです。この制度により、町では皆様の大切な個人情報を厳重に管理し、保護に努めています。

■個人情報取扱事務とは

個人情報を扱う事務の目的や内容について町長に届出を行い、公示することが義務付けられています（取扱事務届出）。また、届出のあった個人情報は原則として届け出た目的以外に利用したり（目的外利用）、町以外に提供（外部提供）することは禁止していますが、例外として本人の同意が得られていたり、人の生命や財産を守るために緊急かつやむを得ない場合などについては目的外利用や外部提供が認められています。

■自己情報の開示請求とは

町が保管する個人情報は、本人に限り自己情報の開示を請求することができます。平成19年度の自己情報開示請求は4件でした。

■自己情報の訂正等とは

町が保有する個人情報について、自己情報の記載に誤りがあるときには訂正の請求、自己情報が収集の制限を超えて収集されているときには削除の請求、自己情報が個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて利用または提供されているときには目的外利用の中止請求することができます。

平成19年度の訂正、削除、目的外利用の中止請求はありませんでした。

●平成19年度「町長への手紙」内容別内訳

()内は件数です

主な項目	件数	主な内容
公共施設	14	公園(5)、図書館(2)、中央体育館(2)、テニスコート(2)など
管 理・運 営	7	道路(3)、公園(2)、グランド(1)、河川(1)
設 置・整 備	9	防災行政無線(2)、消防団(2)、防犯メール(1)、防犯灯(1)など
防 災・防 犯	8	福祉関係(5)、納税(3)
事 務 手 続 き	8	通学路の安全確保(3)、交通マナー(2)、信号機の設置(1)など
交 通 安 全	7	職員の対応(5)、職員採用(1)、給料(1)
職 員 の 接 遇 等	7	町ホームページ
町 ホ ー ム ペ ー ジ	5	学校教育
学 校 教 育	3	生活環境
生 活 環 境	2	町長への手紙
町 長 へ の 手 紙	2	危機管理
危 機 管 理	24	その他
そ の 他	24	営業(7)、八高線(1)、横田基地(1)、合併(1)など
合 計	96	メール(68)、手紙(20)、ファクス(8)

町長への手紙でお寄せいただいたご意見・ご提案は、内容について十分精査し、すぐに実施できるものは実施し、実施に向け総合的な調整が必要なものや、時間を要するものは、今後の課題として活用させていただいております。内容では、公共施設の管理や整備に関する要望等が最も多く、特に身近な公共施設である公園や道路に関するものが多く寄せられました。防災・防犯や交通安全に関する要望等も多く、次いで職員の対応について多くのご意見を頂きました。また、学校教育や生活環境などについてのご意見も頂いております。ご意見等の多かったものについて、その対応等を紹介します。

公園の管理について

平成19年度個人情報取扱事務届出状況

実施機関	取扱事務届出	目的外利用届出	外部提供届出
町長	316(3)	91(3)	98
教育委員会	47(1)	6	5
選挙管理委員会	7	3	3
監査委員	1	0	0
農業委員会	1	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0
議会	5	1	0
計	378(4)	101(3)	106

*取扱事務の各届出は、平成15年の制度施行時からの延べ件数です。()内が平成19年度に届出のあった件数です。

町では、子どもの交通安全について、いろいろな取り組みをしております。歩道の新設については、用地の確保などの条件がありますが、道路側溝の改修や、路面表示の整備など、児童の交通安全、事故防止に努めています。小・中学校では、子どもを交通安全故から守るため、繰り返し安全指導を行っています。今後も子どもの事故防止に努めていきますので、地域の皆様のご協力を併せてお願いします。

通学路の安全確保について

「町長への手紙」は、町の施設やJR箱根駅に用意してあります。また、ファックスや町のホームページからもお寄せいただけます。○「ご提案等はお寄せいただいたお手紙の中で、お寄せが可能な内容について、住所、氏名が明記されている方には書面にて回答します。メールでお寄せいただいたお手紙についても同様です。また、無記名の場合や個人についてお答えできません。

○回答は

TEL 556-3401

お客様に対する接遇や電話応対について、普段から基本的な事項を指導しているところです。職員と接した印象が、町に対するイメージを左右するといっても過言ではありません。職員研修等を行い、誰からも親しまれる役場職員を目指してまいります。

職員の対応について

広報みずほ 平成20年7月号